令和6年(2024年)第7回ニセコ町議会臨時会

令和6年(2024年)10月4日（金曜日）

○議事日程

1　会議録署名議員の指名
2　会期の決定
3　諸般の報告
4　承認第　1号　専決処分した事件の承認について
　　（訴えの提起）
5　承認第　2号　専決処分した事件の承認について
　　（令和6年度ニセコ町一般会計補正予算）
6　承認第　3号　専決処分した事件の承認について
　　（令和6年度ニセコ町一般会計補正予算）
7　議案第　1号　請負契約の締結について
　　（新ニセコ消防庁舎建設工事（建築主体・電気設備・機械設備））
8　議案第　2号　ニセコ町道路線の認定について（東山三号通）
9　議案第　3号　令和6年度ニセコ町一般会計補正予算

○出席議員（9名）

1番　髙　瀬　浩　樹	2番　大　野　幹　哉
3番　高　木　直　良	4番　榊　原　龍　弥
5番　前　原　孝　植	6番　小　松　弘　幸
7番　斉　藤　うめ子	8番　木　下　裕　三
10番　青　羽　雄　士	

○欠席議員（1名）

9番　篠　原　正　男

○出席説明員

町長	片　山　健　也
副町長	山　本　契　太
総務課長	福　村　一　広
総務課参事	森　玲　子
消防庁舎整備室長	黒　瀧　敏　雄
企画環境課長	桜　井　幸　則

町民生活課長	富永　匡
保健福祉課長	重森省宏
商工観光課長	馬渕由香
商工観光課参事	三上　進
都市建設課長	橋本啓二
上下水道課長	石山康行
総務係長	佐々木一茂
総務課財産管理係長	佐々木　潤
教育長	片岡辰三
総合教育課長	淵野伸隆
総合教育課参事	阿部信幸
こども未来係長	谷井彩乃
代表監査委員	佐竹三郎

○出席事務局職員

事務局長	髙瀬達矢
書記	佐藤秀美

開会　午後2時55分

◎開会の宣告

○議長（青羽雄士君）　本日、篠原議員より体調不良のため欠席の旨の連絡がございましたので、報告させていただきます。

ただいまの出席議員は9名です。

定足数に達しておりますので、これより令和6年第7回ニセコ町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（青羽雄士君）　直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

◎日程第1　会議録署名議員の指名

○議長（青羽雄士君）　日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、議長において3番、高木直良君、4番、榊原龍弥君を指名いたします。

◎日程第2　会期の決定

○議長（青羽雄士君）　日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間に決しました。

◎日程第3　諸般の報告

○議長（青羽雄士君）　日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、山本契太君、総務課長、福村一広君、総務課参事、森玲子君、消防庁舎整備室長、黒瀧敏雄君、企画環境課長、桜井幸則君、町民生活課長、富永匡君、保健福祉課長、重森省宏君、商工観光課長、馬渕由香君、商工観光課参事、三上進君、都市建設課長、橋本啓二君、上下水道課長、石山康行君、総務係長、佐々木一茂君、財産管理係長、佐々木潤君、教育長、片岡辰三君、総合教育課長、淵野伸隆君、総合教育課参事、阿部信幸君、こども未来係長、谷井彩乃君、代表監査委員、佐竹三郎君、以上の諸君です。

以上をもって諸般の報告を終わります。

◎日程第４　承認第１号から日程第６　承認第３号

○議長（青羽雄士君）　日程第４、承認第１号　専決処分した事件の承認について（訴えの提起）の件から、日程第６、承認第３号　専決処分した事件の承認について（令和６年度ニセコ町一般会計補正予算）の件まで３件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君）　それでは、本日よろしくお願いいたします。

まず、議案の２ページになります。

日程第４、承認第１号　専決処分した事件の承認について（訴えの提起）でございます。

地方自治法第179条第１項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告し承認を求める。

令和６年10月４日提出、ニセコ町長　片山健也。

次のページ、９月26日付で専決処分をいたしましたので、同日付の専決処分書になります。

次にファイルナンバー999-1、１枚目の図面を御覧いただきたいと思います。当該事案ですが、令和５年５月の臨時議会にて訴訟を行う旨、そしてその費用を御承認をいただいた案件でございます。改めまして御説明を申し上げます。

町の水道水源保全の観点から、町では平成25年１月に適正な手続により、字羊蹄78番１の山林16万2,987平米の土地を取得をいたしました。図面の右上の赤枠でございます。次のページがこの赤枠の拡大図になります。まず、この土地がございますということで御確認をいただきたいと思います。

次に議案の４ページに戻っていただきまして、訴えの提起についてということで書いてございます。これを御覧ください。先ほど御確認をいただいた土地について、現所有者であるニセコ町から遡ること４代前の所有者、被控訴人、こちらに記載のある山梨の会社でございますが、土地の所有権を主張しニセコ町を訴えておりました。訴えの主な趣旨は、当時当社が所有していた、先ほど御確認いただいた土地について、第３者が書類を偽装して民間会社に売却したというので、法律上売却が無効であり、真正な登記、名義の回復を求める所有権移転登記訴訟を本町に対して提起したというものでございます。

次のページ、５ページを御覧ただきたいと存じます。参考資料というところでございますが、中ほどに経過とございますが、札幌地方裁判所岩内支所において訴状提出から始まり、全８回の口頭弁論を行い、本町としては様々な証拠から、そもそも原告に代表権がないゆえに主張は不適法であるという旨、また善意の第三者であるニセコ町の権利、所有権は保護されるべきという主張をさせていただいたところでございます。

これら議論を経て、先月９月12日に第１審判決が出ました。ここに記載のある判決の主文でございますが、1、被告（ニセコ町）は原告（訴えている会社）に対し、別紙物件目録記載の土地について、先ほど図面で確認いただいた土地です、こちらについて真正な登記名義の回復を原因とする所有権移転登記手続をせよ。それから2、訴訟費用は被告（ニセコ町）の負担とする。このような内容でございまして、ニセコ町が敗訴するという判決を受けました。

また、4ページにお戻りいただきまして、この判決に対し本町としては、2の控訴の趣旨のとおり控訴をいたしました。読み上げます。「第1審事件名　札幌地方裁判所岩内支部、[redacted]　所有権移転登記手続請求事件の第1審判決において認定された事実は、ニセコ町の主張が全く受入れられておらず、これまでの判決と比べても適正な判断とは言えず、ニセコ町として承服できないことから控訴するものである」としております。なお、3のとおり、次の所管裁判所は札幌高等裁判所でございます。また、4のとおり、本件の訴訟は弁護士に委任をいたします。控訴を提起する期間が10月3日までと定められたため、9月26日に既に控訴を提起済みでございます。このため、本件は専決の承認として本議会で上程させていただくということになっております。また、訴訟にかかる費用はこの後、議案第3号の補正予算の際に御審議をいただきたいと存じます。

承認第1号については以上でございます。

続きまして、承認第2号、こちらも本来議会において議決決定いただく事件について、議会開催のいとまがない場合など特定の場合に町長が議会にかわって議決、事件の処分をする専決処分ということの御承認をいただくというものでございます。

日程第5、承認第2号　専決処分した事件の承認、令和6年度ニセコ町一般会計補正予算について説明をいたします。こちらについては9月19日付の専決の内容でございます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和6年度ニセコ町一般会計補正予算の専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求める。

令和6年10月4日提出、ニセコ町長　片山健也。

次のページが9月19日付の専決処分書でございます。これが補正予算書ということでございますが、令和6年度ニセコ町一般会計補正予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ261万9,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ73億1,681万3,000円とする。

2　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表　歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月19日、ニセコ町長　片山健也。

次のページの第1表から7ページまで、記載のとおりでございます。

次8ページ、歳入でございます。今回補正する歳出の財源は、全て前年度繰越金を充当いたします。261万9,000円となります。

次に9ページ、歳出でございます。3款2項1目児童措置費、10節印刷製本費3万2,000円の補正です。親が本町とは別の市町村に住所があり、子どものみが就学により転入し、本町で単身世帯となった場合、ニセコ高校寮が主なところですが、これまでこの子については本町独自の医療費の助成は受けられませんでした。ニセコ町民でありますが受けられませんでした。本町では子どもの医療費助成を早くから他の自治体に先駆けて実施をしておりましたが、最近では多くの自治体でも助成を始めております。このため、本町に転入することで転入前市町村で受けていた独自の医療費助成が受けられず、同時に転入先であるニセコ町でも独自助成の該当とならないというケースが出始めるようになってまいりました。就学により親元を離れるなどニセコ町で単身世帯となる子どもも、本町の医

療費助成の該当となる条例改正を今年6月の臨時議会で可決をいただいているところでございます。今回の補正はニセコ高校寮生も受給対象となることから、受給者証交付件数が増加し印刷製本費を補正するというものでございます。

続きまして10ページ、7款1項2目観光費、13節自動車借上料183万7,000円。交通不足対策、それから暮らしやすさの向上のため、タイムズモビリティ株式会社と連携をし、昨年度は7月から10月までの間で実施をいたしまして、今年度は4月から実施しておりますカーシェア実証事業でございますが、昨年度は冬季の実証ができませんでした。このたび、タイムズ社との調整ができたことから、事業期間を延長し通年で実施をするため、冬期実施分に係る費用の補正をいたします。延長分の実施期間は2024年10月15日から25年3月31日まででございます。延長実施の実施台数は駅に1台、町民センター1台の計2台でございます。財源として、こちらは宿泊税を今後充当させていただくべく予定をしております。その下、18節シェアリングサービス普及促進支援事業補助45万5,000円。ただいま御説明をしましたカーシェア実証事業の通年実施、冬期実施に合わせ、町民利用の裾野を広げるため、また、観光スポットが点在するエリア観光の特性とマッチした観光利用促進を図るため、綺羅カード会や観光協会と連携してキャンペーンを実施いたします。こちらも財源としては宿泊税を充当させていただくべく予定をしているところでございます。

続きまして11ページ、10款5項1目幼児センター費、10節修繕料29万5,000円。幼児センター増設棟の現ひつじ組教室の窓が破損しており、その修繕のための費用を補正するというものでございます。

これら、専決補正に伴い一般会計に変更が生じております。補正予算の資料№1に変更後の各会計の総括、それから一般会計補正予算の内訳などを記載してございますので、御審議の参考としていただければと存じます。

これで承認第2号に関する提案理由の説明を終了いたします。

続きまして、承認第3号になります。横長の議案の12ページでございます。日程第6、承認第3号　専決処分した事件の承認（令和6年度ニセコ町一般会計補正予算）について説明をいたします。こちらについては9月30日付の補正専決でございます。10月15日告示、27日投開票の衆議院議員総選挙に係る経費の補正ということでございます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和6年度ニセコ町一般会計補正予算の専決処分をしたので同条第3項の規定により報告し承認を求める。

令和6年10月4日提出、ニセコ町長　片山健也。

次のページ、先ほど申し上げました9月30日付の専決処分書ということになります。

次のページ、予算書でございます。令和6年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和6年度ニセコ町一般会計補正予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,112万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億27,93万7,000円とする。

第2項　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表　歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月30日、ニセコ町長　片山健也。

15ページの第1表から18ページについては記載のとおりでございます。

19ページ、歳入でございますが、今回の選挙費用は16款道支出金、3項1目4節衆議院議員総選挙執行事務委託金1,112万4,000円の歳入補正を行い、経費を全て当該委託金で賄います。

続きまして20ページ、2款4項4目衆議院議員選挙費、1節の選挙管理委員報酬88万7,000円。まず8万7,000円は、選挙管理委員会の委員長及び委員による4回分の委員会報酬でございます。その下、非常勤職員報酬100万7,000円は選挙期日投票管理者、職務代理者、投票立会人、開票管理者、開票立会人、期日前投票管理者、期日前職務管理者、期日前投票立会人、最後に不在者投票管理者、これらの報酬ということになります。その下、会計年度任用職員報酬19万5,000円は、パートタイムの職員を1名、25日間雇うという報酬でございます。その下、時間外手当300万円及び管理職特別勤務手当19万5,000円は選挙事務を行う一般職員の時間外勤務手当ということになります。延べ97人分、延べ864時間分の手当ということになります。その下、消耗品費39万2,000円の内訳は、選挙事務関連書籍、ポスター掲示板31枚、その他消耗品ということで予算をしております。その下、食糧費28万7,000円の内訳は、選挙当日の投開票用茶菓子、それから投票所及び開票所の弁当、期日前投票所の事務従事者、立会人の弁当ということで予算しております。その下、印刷製本費9万9,000円は投票所入場整理券、それから投票者氏名掲示用用紙の印刷ということでございます。その下、修繕費2万2,000円はポスター掲示の修繕費、通信運搬費47万7,000円は入場整理券、不在者投票等の郵送料でございます。その下、手数料2万4,000円は選挙啓発チラシの折り込み、投票用紙計数機点検手数料ということでございます。その下、ごみ処理手数料については2,000円の計上。それから21ページ、12節の選挙入場券印刷業務委託料は11万3,000円の計上でございます。その下、選挙ポスター掲示場工事65万円、これはポスター掲示板の設置及び撤去の費用でございます。その下、事務用品費が一番大きいのですが456万5,000円。こちらにつきましては、最高裁判所裁判官国民審査投票読み取り集計機兼投票用紙読み取り分類機が385万円。投票用紙計数機が71万5,000円、合わせて456万5,000円の予算でございます。

次、続きまして22ページからは給与費明細書でございますが、職員の時間外手当を予算計上しましたことで明細を変更しておりますので、22ページから24ページにかけましてはその旨を記載してございます。

最後に、補正予算資料の№2に今回の補正に伴う全会計の総括などをまとめてございますので、御審議の参考としていただきたいと存じます。

承認第3号の説明は以上でございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（青羽雄士君）　これをもって提案理由の説明を終わります。

これより承認第1号　専決処分した事件の承認について（訴えの提起）の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

3番、高木議員。

○3番（高木直良君）　先ほど控訴するということに至ったわけですけども、私たち説明を過去に受

けている限りは、全然敗訴という想定はなかったんですけども、こちらの言い分は認められなかったということなんですが、主な理由といいますか、なぜ敗訴に至ったかというところをかいつまんで御説明いただければと思います。

○議長（青羽雄士君）　財産管理係長。

○財産管理係長（佐々木潤君）　私のほうから御回答させていただきます。その要因としては、当町の主張が認定されず、原告の陳述書や証拠書類等など偏った認識で裁判官に事実認定されてしまったことが原因の一つだと分析をいたしております。また、裁判官が採用してしまった判例の事例も敗因の要因であったと分析しておりまして、こちら昭和38年に最高裁判所の判例で、今当町は当時の土地売買があってから4社目で手に入れたということになってございますが、過去の事例では売主と買主のこういった争いがあった場合、詐欺があった場合は前の所有名義の人から所有権を取得したことを立証する責任を負うという判決が出てございます。しかしながら、前の所有者名義で取得したことを立証する責任をという事例は、我々のほうは中に3社売買している事業者がございまして、こういった事例は本当は我々の事案には該当しないと我々は捉えていたんですが、今回の裁判官がそういった過去の当事者間の売買の事例をもって参考にして判決結果を出してしまったということも敗因の一つであるというふうに認識しております。

以上です。

○議長（青羽雄士君）　福村総務課長。

○総務課長（福村一広君）　佐々木の回答にちょっと補足させていただきます。今回の裁判結果を見てみますと、どちらかというと向こう側のやりとりのお話で終止してまして、実はその間の売買が3回ぐらい入ってるんですが、その辺の善意の第三者法だとかそういった部分についてはちょっとうちの主張が足りてなかった部分はあるのかなというふうに認識しております。控訴審ではその辺もあわせて、きちっとニセコ町の主張だとか、昭和38年の最高裁判決とこれは類似しないということは問題提起もしていきたいと思っております。その辺で向こうのやりとりの中にちょっと終始してしまって、こちら側の主張があんまりクローズアップされなかったっていうのが一番の大きい原因かなと思っております。

○議長（青羽雄士君）　高木議員

○3番（高木直良君）　そうすると、主に戦術と言ったらおかしいですけども、その戦略になるんですかね。控訴の際にはこれを反省材料にして必ず勝てる見通しでよろしいでしょうか。

○議長（青羽雄士君）　総務課長。

○総務課長（福村一広君）　高木議員の再質問にお答えします。もちろん当然勝訴をするということで控訴させていただくということですので、戦術的には少し向こうのやりとりに引きずり込まれたかなという感じはしてますので、控訴審ではしっかりその辺の主張も弁護士と相談しながらきちっとしていきたいと思っております。

○議長（青羽雄士君）　ほかに質疑はありませんか。

榊原議員。

○4番（榊原龍弥君）　今の件なんですけど、多分不動産って善意の第三者って認められないと思っ

てるんですよ。恐らく控訴のニセコ町の主張っていうところがポイントだと思うんですけど、具体的に弁護士さんって何をおっしゃってるのかなと思うんですけれども。要はその初めの会社と2番目の会社で第三者が詐欺に入ったときに、ニセコパインヴィレッジと詐欺を行った人との関係を立証しなければ駄目なんじゃないのって普通思うんですけど、その辺って弁護士さんは何かおっしゃられてるのでしょうか。

○議長（青羽雄士君）　総務課長。

○総務課長（福村一広君）　榊原議員の御質問にお答えします。確かに善意の第三者は確かに動産の場合はすぐに認められるという経過があるというのは聞いております。ただ、不動産の場合は必ずしも認められないかというと、認められないケースも多いのですが、認められるケースもあるということで、今回のケースは向こうの詐欺行為があったから元の所有者に戻せという判決なんですけども、その間に数社売買をしているという経過もありますので、その辺も含めてきちっと説明をしていきたいというふうに思います。逆に言うとニセコ町側は逆に向こうの当事者間の話というよりも大分後になっている、時間的にもかなり後になっているということもあり、時間軸の問題もありますので、その辺の整理をしっかりしながらきちっと控訴審に臨んでいきたいと考えております。勝つつもりで控訴しております。

○議長（青羽雄士君）　ほかに質疑はありませんか。

7番、斉藤議員。

○7番（斉藤うめ子君）　先ほど説明のあった参考資料の中で事件の概要っていうのはあるんですけれども、ちょっと理解できないところがあって伺いたいんですけれども、この文章のニセコ町被告が取得する以前っていうところから3行目の「第三者が関係書類を偽造し売却したので法律上無効である」ってありますよね。それで第三者というのは、このもともとの持ち主だった株式会社ニセコパインヴィレッジは売却した覚えがないということになるんですか。そして、勝手に書類を偽造して売却していたっていうことになるんですか。ちょっと理解できないとこがあって質問したんですけど。

○議長（青羽雄士君）　総務課長。

○総務課長（福村一広君）　斉藤議員の言ってることが正しいというか、第三者はあくまでも次の会社、それはパインヴィレッジさんと次のアンブロさんという会社があるんですけども、そちらのアンブロさんが所有したときに詐欺行為によって所有権を移動されたという主張が今回の判決で認められたっていうところで、もともとの所有権に戻しなさいよっていうのが今回の判決なんですけども、要するに内部紛争なんですね、会社内部での。ですので、そこはそういうような形で認められてしまったと。ただ、そのアンブロさんの社長というのはもう亡くなっておられて、その人の主張は証言としてとれていないので、一方的なパインヴィレッジさんの主張のみが認められたというふうに認識しております。

○議長（青羽雄士君）　斉藤議員。

○7番（斉藤うめ子君）　説明してくださったんですけれども、結局内部のもめごとというか、内部の人が勝手に偽造してそして売っちゃったっていうことになって、三者が経由して最終的にニセコ町のものになったけれども、裁判所は偽造したってことを認めたっていうか、だからニセコ町が訴え

られたというふうになるわけですね。そういうふうに理解してよろしいんですか。
○議長（青羽雄士君）　総務課長。
○総務課長（福村一広君）　実際に詐欺かどうかという認定は、互いの当事者が生きておられればそのときの議論でできたんでしょうけど、最終的にはパインヴィレッジさんの主張が認められたということだと思いますので、詐欺を認定したっていうことよりも状況証拠からして移転登記は違法だったっていう認定だと思います。ですから、詐欺行為だったかどうかの認定まではしてないんだと思っております。
○議長（青羽雄士君）　斉藤議員。
○7 番（斉藤うめ子君）　ちょっとよくわかんないな、もう一つお聞きしますけども、書類を偽造したっていうんですけど、その偽造する前の文書っていうのはあるわけですよね。それがあるから偽造ということが出てきて、裁判所はこれは偽造したからということで、最終的にニセコ町が訴えられたと。じゃあ最初のちゃんと所有してるものがあるわけですね、確実に。
○議長（青羽雄士君）　総務課長。
○総務課長（福村一広君）　先ほどから言っていますが、偽造したことを裁判所が認定したのではなくて、移転した行為が無効だっていうことを認定したということでございます。議事録等は残っておりまして、証拠書類は一部欠けている部分も当然ありますが、ある程度のものは議事録として残っていたものを出されたということでございます。
○議長（青羽雄士君）　副町長。
○副町長（山本契太君）　本当にざっくりと、言葉の定義としては間違ってるかもしれませんが、ざっくりと申し上げますが、今回訴えた側の主張については、会社が売買する意思がなかった土地を第三者の偽装によって勝手に売買されたと。よって、現所有者とされるニセコ町の所有権は私どもの会社に戻せと言ったと。そういう訴えをしたということです。ちょっと言葉の定義は置いといてください。それから原告であるニセコ町の主張は、そもそも今訴えているところに代表権が本当にあるのか、ないのではないかということも含め、今の訴えがそもそも無効であるということ。それから、先ほど申し上げた善意の第三者であるということもあり得るということで、それらの主張をさせていただいたのですが、判決では原告に代表権があると、それから勝手に手続されたとの主張が正しいのではないかと類推されると。言葉の定義は許してください、違うかもしれません。勝手に手続されたっていう主張が正しいのではないかという類推をされたことで、所有権を戻せという判決になったということでございます。
○議長（青羽雄士君）　ほかに質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）
質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終了します。
本件については、討論を省略します。
お諮りします。本件は、承認することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、承認第1号　専決処分した事件の承認について（訴えの提起）の件は承認することに決しました。

これより承認第2号　専決処分した事件の承認について（令和6年度ニセコ町一般会計補正予算）の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

本件については、討論を省略します。

お諮りします。本件は、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、承認第2号専決処分した事件の承認について（令和6年度ニセコ町一般会計補正予算）の件は承認することに決しました。

これより、承認第3号　専決処分した事件の承認について（令和6年度ニセコ町一般会計補正予算）の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

本件については討論を省略します。

お諮りします。本件は、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、承認第3号　専決処分した事件の承認について（令和6年度ニセコ町一般会計補正予算）の件は承認することに決しました。

◎日程第7　議案第1号から日程第9　議案第3号

○議長（青羽雄士君）　日程第7、議案第1号　請負契約の締結について（新ニセコ消防庁舎建設工事（建設主体・電気設備・機械設備））の件から、日程第9、議案第3号　令和6年度ニセコ町一般会計補正予算の件まで、3件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君）　それでは引き続きでございますが、議案の6ページをお開きいただきたいと思います。

日程第7、議案第1号　請負契約の締結（新ニセコ消防庁舎建設工事（建築主体・電気設備・機械設備））について御説明をいたします。

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって議会の議決を求める。

記

1、契約の目的　新ニセコ消防庁舎建設工事（建築主体・電気設備・機械設備）

2、契約の方法　分担施工方式（乙型）随意契約

3、契約金額　20億7,875万8,000円。

4、契約の相手方　泰進等異業種特定建設工事共同企業体、代表者　札幌市中央区北二条東2丁目1番地16、株式会社泰進建設、代表取締役　戸井宣夫

令和6年10月4日提出、ニセコ町長　片山健也。

本件につきましては、地方自治法による5,000万円を超える契約について、議会の議決を求めるというものです。

新ニセコ消防庁舎建設工事にあたり、令和6年3月21日に学識経験者を含む優先交渉権者選定委員会の審査によりまして、ＥＣＩ方式の発注による公募型プロポーザルにおいて事業者を選定し、そののちニセコ町と設計事業者及び施工事業者による三者協定に基づき、高度な技術提案による実施設計を策定いたしました。このことを踏まえ、この施工事業者について、令和6年9月13日に指名選考委員会を開催し、審査基準に基づき工事の規模や必要とされる技術水準などから、工事実績を考慮して分担施工方式（乙型）による泰進等異業種特定建設工事共同企業体を指名いたしました。令和6年9月30日に見積合わせを行った結果、消費税抜で18億8,978万円の金額提示があり、泰進等異業種特定建設工事共同企業体に決定をしたものでございます。なお、予定価格に対する見積決定額の割合、いわゆる決定率は99.1％でございます。工事の工期については、議決の後、令和8年3月18日までを予定しているというところでございます。

議案第1号に関する説明は以上でございます。

続きまして7ページ、日程第8、議案第2号　ニセコ町道路線（東山三号通）の認定について御説明いたします。

下記の道路を町道として認定したいので、道路法第8条第2項の規定に基づき議会の議決を求める。

認定する路線認定番号268、路線名　東山三号通、起点　ニセコ町字曽我888番2、終点　ニセコ町大字曽我890番2。

令和6年10月4日提出、ニセコ町長　片山健也。

次に、ファイルナンバー999－1の3枚目をご覧ください。赤い線の部分、こちらが今回の道路でございます。次のページがその道路の拡大図でございます。

当該路線は町道の認定要件を満たしていることから、町道一号線とミルク工房の大駐車場横のＴの字を、右に曲がった部分の道路、赤い線部分でございますが、これを町道路線として認定いただくというものでございます。こちらは現在40名程度の受益者がおり、今後200名近く受益者が増える

という予定でございます。道路延長274メートル、道路幅員5.5メートル、歩道幅員2.5メートルとなります。

議案の第2号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第9、議案第3号　令和6年度ニセコ町一般会計補正予算について御説明をいたします。

令和6年度ニセコ町の一般会計補正予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ549万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億3,342万9,000円とする。

第2項　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表　歳入歳出予算補正」による。

令和6年10月4日提出、ニセコ町長　片山健也。

次の2ページから5ページにかけては記載のとおりでございます。

6ページ、まず歳入でございます。今回の財源につきましては、20款1項1目1節の前年度繰越金549万2,000円を充当いたします。そのために計上してございます。これによりまして、前年度繰越金の留保額は4,575万4,000円となります。

続きまして7ページです。2款1項1目8節特別旅費9万円。こちらは、上下水道事業のＤＸ推進に必要な情報収集を目的として、神戸市で開催される2024神戸水道展、下水道関係システム等の展示会でございますが、これに参加するというための補正でございます。1名の参加でございます。

その下、6目企画費8節普通旅費85万円は国際交流員1名が任期途中で退職し、新たな国際交流を補充するため1名の赴任旅費、それから全国市町村国際文化研究所、通称ＪＩＡＭと言っておりますが、こちらで行われる新人を含む国際交流員の研修参加に伴う旅費3名分でございます。これを増額補正いたします。

その下、地域公共交通最適化検討実証運行事業補助299万9,000円は、冬季運行を予定しているニセコ周遊バスについて、当初は12月上旬から2月末の91日間の運行を予定しておりました。しかし、観光客のニーズに合わせて12月上旬から3月中旬まで運行期間を延ばすということから、補正を計上させていただいているというところでございます。なお、当該費用は宿泊税充当の予定とさせていただいております。宿泊税を充当する事業については、今後使途が決まり次第、全事業をまとめて財源振替をさせていただく予定としております。

その下、国際交流推進協議会補助15万円。当初予定していなかった国際交流員1名及び英語指導助手1名の帰国により、新たに各1名の招致を予定してございます。招致にあたり家財道具など生活支援に係る費用の一部が不足するため、増額補正をさせていただくというものでございます。

その下、訴訟業務委託料44万円。先ほど承認第1号で御承認いただきましたが、字羊蹄にある町有地に対する所有権移転登記請求事件の判決に不服があるため、顧問弁護士を通じて控訴し、引き続き訴訟対応を委託するための委託料を補正いたします。

続きまして8ページでございます。10款4項高等学校費、2目10節修繕料24万8,000円。農業実

習で使うエアーハウスのビニール巻上機が故障し、交換が必要となるため補正をさせていただきます。

その下、ニセコ高等学校ニセコ高校農場営繕工事41万8,000円。こちらはニセコ高校農場の車庫のシャッターが故障し、交換が必要となったため補正をするというものです。

7款4目総合体育館費、10節消耗品29万7,000円。これについては、外国人観光客の増加によりスキー場ゲレンデ内が混雑する傾向にあることから、各学校のスキー授業支援、それから各スキー大会等開催時にスタッフベストの着用を促し、スタッフの安全管理をより高めるため貸出し用スタッフベストを40着購入する費用を補正するというものでございます。

最後に、今回の補正に伴い一般会計に変更が生じておりますので、補正予算資料№3に変更後の各会計の総括、一般会計補正予算の内訳等を記載したしてございます。御審議の参考としていただければと存じます。

これで議案第3号に関する提案理由の説明を終了いたします。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（青羽雄士君）　これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、議事の都合により、午後4時5分まで休憩いたします。

休憩　午後3時50分

再開　午後4時5分

○議長（青羽雄士君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第1号　請負契約の締結について（新ニセコ消防庁舎建設工事（建設主体・電気設備・機械設備））の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

高木議員。

○8番（高木直良君）　今回道内でも珍しいと言われているＥＣＩ方式の案件でした。それで先ほど説明の中にありましたけれども、今回の契約を出すにあたって行われたＥＣＩ方式によって三者協定があり、その中で技術提案もありましたということでしたが、その技術提案の内容とその効果というところで若干説明を加えていただければと思います。

○議長（青羽雄士君）　黒瀧課長。

○消防庁舎整備室長（黒瀧敏雄君）　高木議員の質問にお答えしたいと思います。ＥＣＩというちょっと変わった工法をうちの町でやりまして、まだ道内で3番目のかたちです。

今回どういう効果があったかということで、当初18mの杭を60本施工するということで最初段取りしていたんですが、今回このＥＣＩ方式で皆さんといろいろ協議した結果、地盤の調査をした中で直接基礎工事という形をとることで、杭をやらなくてもいいのではないかという構造的な判断をいたしました。それで1億8,000万ぐらい減額することができるだろうと。直接工事をやることによって、山留め支保工というやり方、要は深い基礎をつくるために3mから4mぐらい掘って耐圧版とい

う50㎝ぐらいの厚みの床をやることで、杭をやらなくてもいいだろうという工法に変えたことが一番大きい減額をつくる要素になったかと思います。それに伴って、冬の防寒関係、除雪関係も含めて大体2,000万ぐらいになるんですけども、そういうのが減額になったと。それと電気と機械っていうのはそんなに大きく変わることはないんですが、設計をいろいろ精査した中で、細かく言えば減額していったということで、当初みていた予算が23億6,363万円だったのですが、このたびの20億7,875万8,000円ということで、今回の見積額の部分で2億8,587万2,000円減額できたという効果がまずあります。それとあと工期でいいますと、1か月半ぐらい工期を短縮することができたということが、このＥＣＩ方式により主な効果があったかなというところです。

以上です。

○議長（青羽雄士君）　ほかに質問はありませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第1号　請負契約の締結について（新ニセコ消防庁舎建設工事（建設主体・電気設備・機械設備））の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第2号　ニセコ町道路線（東山三号通）の認定について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第２号　ニセコ町道路線（東山三号通）の認定についての件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第３号　令和６年度ニセコ町一般会計補正予算の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第３号　令和６年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（青羽雄士君）　以上をもって、今期臨時会の会議に付議されました事件は全て議了いたしました。

これにて令和６年第７回ニセコ町議会臨時会を閉会いたします。

御苦労様でした。

閉会　午後４時10分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

議　　長　　青　羽　　雄　士　(原本自署)

署　名　議　員　　高　木　　直　良　(原本自署)

署　名　議　員　　榊　原　　龍　弥　(原本自署)